

西宮市職員中央病院安全衛生委員会要綱

(設 置)

第1条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第19条第1項および西宮市職員安全衛生規程第14条の規定に基づき西宮市職員中央病院安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、つぎの各号に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を具申する。

- (1) 職員の危険および健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因および再発防止対策で、安全および衛生に係るものに関すること。
- (3) 安全および衛生に関する規定の作成に関すること。
- (4) 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (5) 新たに採用する機械、器具その他の設備または原材料に係る危険および健康障害の防止に関すること。
- (6) 健康診断の結果およびその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (7) 作業環境測定結果およびその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (8) 前7号に掲げるもののほか、職員の危険および健康障害の防止に関する重要事項

(組 織)

第3条 委員会の委員は、次の各号の者12名をもって組織する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 安全管理者および衛生管理者のうちから病院事業管理者が選任した者。
- (3) 産業医
- (4) 前各号のほか、安全または衛生に関し経験を有する者の中から病院事業管理者が選任した者。

2 委員会の委員長は、第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

3 第1項第1号の委員以外の委員の半数は、西宮市病院職員労働組合が推薦した者とする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を招集する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会は、原則として毎月1回以上開催する。

(参考人の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に参考人として関係職員等の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、調査審議した事項について、病院事業管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、人事給与課において行う。

(記録および保存)

第9条 委員会が調査審議した事項のうち重要な事項については、記録を作成して3年間保存しなければならない。

(施行細則)

第10条 この委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

付 則

この要綱は、昭和61年5月29日から実施する。

付 則 (西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程13条による改正付則)

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年7月1日から実施する。

付 則 (西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程12条による改正付則)

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。